

独立行政法人国立高等専門学校機構受託事業取扱規則

独立行政法人国立高等専門学校機構規則第137号

制 定 令 和 3 年 7 月 9 日

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）又は独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号）第3条に規定する高等専門学校（以下「各学校」という。）が、外部の機関（以下「委託者」という）から必要経費等を受け入れて、委託者に係る事業の委託を受け行う事業（以下「受託事業」という。）の取扱いについて、必要な事項を定める。

(事業の受託)

第2条 受託事業は、独立行政法人国立高等専門学校機構法第12条第1項第三号に定める業務に附帯する業務に該当し、教育研究上有意義で、かつ、機構又は各学校の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り、受託することができるものとする。

(手続)

第3条 事業の委託を受けようとするときは、理事長が、第2条に照らし当該事業の受託の可否を決定するものとし、受託が承認された場合、契約担当役は、委託者と受託事業に関する契約（以下「受託事業契約」という。）を締結するものとする。

2 受託事業契約を締結しようとするときは、書面によって次に掲げる事項を定めるものとする。ただし、第五号から第八号までに該当しない又は明示する必要がない場合は、これを省略できるものとする。

一 必要経費の額並びに支払いの時期及び方法に関する事項

二 受託事業の内容に関する事項

三 受託事業の期間と解除に関する事項（受託事業の中止又は期間の変更の手続きを含む。）

四 受託事業の成果の報告等に関する事項

五 受託事業を実施する場所及び方法に関する事項

六 受託事業の成果の取扱方法及びその成果が知的財産権の対象となったときのその帰属に関する事項

七 守秘義務に関する事項

八 その他必要な事項

3 委託者が国、特殊法人、認可法人、国立大学法人、国立研究開発法人、独立行政法人又は地方公共団体等であり、受託事業契約書の様式に定めがある場合は当該受託事業契約書により締結できるものとする。

(必要経費の納付時期及び方法)

第4条 必要経費は、法令又は契約に定めのある場合を除き、受託事業開始前に納付するものとし、納付の方法は、銀行振り込みによることを原則とする。ただし、委託者が国（国からの再委託が明確な場合を含む。）、地方公共団体、国立大学法人、国立研究開発法人、独立行政法人、政府関係機関等受託事業経費の納付が确实と認められる場合は、後納とすることができるものとする。

（雑則）

第5条 この規則に定めるもののほか、受託事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和3年7月9日制定）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。